

吹田市空家等対策協議会会則（案）

（趣旨）

第1条 この会則は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第7条第3項の規定に基づき、吹田市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

（関係者の出席等）

第2条 協議会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議に出席を求めて意見、説明及び必要な資料の提出を求めることができる。

（会議の公開等）

第3条 会議は、原則公開する。ただし、公開・公表により当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがあると会長が認めた場合は、協議会に諮り、その全部又は一部を非公開とすることができる。

2 会長は、必要があると認めるときは、傍聴人の数を制限し、又は傍聴人を退場させることができる。なお、会議の傍聴に関する取扱い基準は別に定める。

（会議録等）

第4条 会議録を作成し、会議の次第及び出席委員の氏名を記載する。

2 会議終了後の速やかに議事要旨等を作成し、発言者氏名を含め、会議資料とともに公表する。公表に関して第3条第1項ただし書の規定を準用する。

（補則）

第5条 本会則に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、協議会が定める。

附 則

この会則は、令和元年8月8日から施行する。

吹田市空家等対策協議会傍聴に関する取扱い基準

(趣旨)

第1条 この基準は、吹田市空家等対策協議会の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の区分)

第2条 傍聴席は一般席及び報道関係者席とする。

(傍聴の手続き)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所、氏名を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

(傍聴の受付及び決定)

第4条 傍聴の申込み受付は、原則として会議の当日、会場で「会議開催のお知らせ」により周知した会議開催時刻の15分前から行い、会議開催時刻までとする。

2 傍聴者の決定方法は、会議の開催時刻の時点で傍聴定員を超えている場合は、抽選により決定する。

(傍聴人の定員)

第5条 一般席の傍聴人の定員は、5人とする。

(傍聴することができない者)

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯び、他人に迷惑を及ぼすと認められる者。
- (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を所持する者。
- (3) 前各号に定める者のほか、会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすと認められるものを所持する者。

(傍聴人の守るべき事項)

第7条 傍聴人は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (2) 会議における言論に対し、会議場内で意見を述べ、又は拍手その他の方法により可否を表明しないこと。
- (3) 談論し、放歌し、高笑い、その他騒ぎたてないこと。
- (4) はち巻きをするなどの示威的行為をしないこと。
- (5) 帽子、がいとう、えり巻きの類を着用しないこと。ただし、病気その他の

理由により会長の許可を得たときはこの限りではない。

(6) 飲食をしないこと。

(7) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。

(写真、ビデオ等の撮影及び録音等の禁止)

第8条 傍聴人は、写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしてはならない。

ただし、会長の許可を得た者はこの限りではない。

(傍聴人の退場)

第9条 傍聴人は秘密会を開く決定があったときは、すみやかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第10条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に反する措置)

第11条 傍聴人がこの基準に違反するときは、会長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

附 則

この基準は、令和元年8月8日から施行する。